

トンネルじん肺救済法案要綱(案)について

社団法人 日本建設業連合会
(理事会決定)

平成 23 年 6 月 22 日

トンネルじん肺救済法案要綱(案)には、制度として下記のような問題点があり反対である。

- 1 建設会社は、国のガイドライン等に従ってトンネル工事における粉じん対策を適正に実施している。仮に、それでもじん肺被害者が発生するのであれば、本来、国が費用を負担し、救済を行うべきである。
過去の工事におけるじん肺被害者は、当該工事を実施した企業により救済されるべきであり、これにまったく関係のない新規の工事受注者に対し、基金への拠出を求めることは、受け入れがたい。
- 2 原因と負担の関係が明確でなければ、企業は負担に応ずることはできない。現在は、信頼性の高い裁判所による和解のスキームが確立しており、新たに基金を設ける必要性はない。厳格な裁判所による就労履歴等の認定に対し、独法に置かれる基金に裁判所と同程度の信頼性を期待することはできない。
また、被害者の救済は迅速に行われることが望ましいが、最近では就労履歴等が不明瞭なケースも少なくなく、現在の裁判所による和解のスキームが不可欠である。